下「避難指示・解除区域市町村等」という。）と、同条第二項及び同法第八十三条中「特定市町村又は特定都道県」とあるのは「避難指示・解除区域市町村等」と、同法第八十二条中「）は、復興交付金事業計画」とあるのは「）は、福島復興再生特別措置法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画（以下「帰還環境整備事業計画」という。）」と、「同法」とあるのは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」と、「確定は、復興交付金事業計画」とあるのは「確定は、帰還環境整備事業計画」と、同法第八十三条第一項中「復興交付金事業計画」とあるのは「帰還環境整備事業計画」と、「復興交付金事業等」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等」と読み替えるものとする。

第四款　既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十五条　避難指示であって第四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となった区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していた認定事業者であって、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕（以下この条において「施設の新設等」という。）をするものが、当該施設の新設等に要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（通訳案内士法等の一部改正）

第二条　次に掲げる法律の規定中「第五十三条第八項」を「第六十三条第八項」に改める。

一　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第四条第十号

二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十七条第五項第十号

三　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第五項第十号

四　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第十三条第十号

五　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第五項第十号

六　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第五項第十号

七　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第五項第九号及び第四十三条第五項第九号

（公営住宅法の一部改正）

第三条　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「第二十九条第一項」を「第二十七条に規定する特定帰還者（第十七条第三項及び第四項において単に「特定帰還者」という。）の帰還のための環境を整備し、又は同法第三十九条」に、「第三十六条第三項」を「第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金（第十七条第三項及び第四項において単に「帰還環境整備交付金」という。）又は同法第四十六条第三項」に改め、「ときは、」の下に「当該帰還環境整備交付金又は」を加える。

第十七条第三項中「充て、」の下に「特定帰還者に賃貸するため帰還環境整備交付金を充て、」を加え、同条第四項中「低額所得者又は」の下に「特定帰還者若しくは」を、「復興交付金」の下に、「帰還環境整備交付金」を加える。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に、「第五十二条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第六十一条第三項」を「第七十一条第三項」に改める。

別表第一第百二十五号、第百三十九号及び第百四十号中「第六十一条第一項」を「第七十一条第一項」に、「第五十一条第九項」を「第六十一条第九項」に、「第五十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第五条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十一の三の項中「第五十三条第七項」を「第六十三条第七項」に改め、同表の二十九の項中「第三十九条」を「第四十九条」に改める。

別表第五第二十六号の三中「第五十三条第七項」を「第六十三条第七項」に改め、同表第三十四号中「第三十九条」を「第四十九条」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第六条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　一団地の復興再生拠点市街地形成施設（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十二条第一項に規定する一団地の復興再生拠点市街地形成施設をいう。）

第十一条第四項及び第十三条第四項中「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の下に「、一団地の復興再生拠点市街地形成施設」を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第五号ニ中「第七十三条」を「第八十三条」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第八条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第四号中「第三十二条」を「第三十条及び第四十二条」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第九条　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「第三十三条」を「第三十一条若しくは第四十三条」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第十条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「生活環境整備事業に関すること」の下に「、同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画に関すること、同法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金の配分計画に関すること」を加え、「第三十五条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第三十六条第三項」を「第四十六条第三項」に、「第五十一条第九項」を「第六十一条第九項」に、「第七十一条第五項」を「第八十一条第五項」に改め、「並びに」の下に「同法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等、」を加え、「第三十六条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第五十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏